

三鷹・調布地域
循環型社会形成推進地域計画
【変更】

三鷹市
調布市
ふじみ衛生組合

平成 22 年 3 月

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3	施策の内容 -----	6
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	15

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 三鷹市、調布市
- ◇ 面積 38.03 k m²
- ◇ 人口 387,521 人（平成 18 年 4 月 1 日現在）

（内訳）

市名	三鷹市	調布市
面積（k m ² ）	16.50	21.53
人口（人）	174,210	213,311

参考として、「対象地域図」を添付資料 1 に示す。

(2) 計画期間

本計画は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すこととする。

(3) 基本的な方向

三鷹市、調布市（以下、「両市」という。）は、東京二十三区に隣接し、ほぼ全域が市街化区域に指定されており、東京近郊のベッドタウンとして発展してきた。年間約 30,000 人の転入があるなど人口の移動が多く、また近年では、企業移転跡地にマンションが立地するなど人口が年間 2～5,000 人程度増加している。事業所については、比較的小規模なものが多いが、近年では IT 関連をはじめとした企業の進出が多くみられる。このような都市特性の中で、両市で処理を行っているごみは、約 85%が家庭から排出されたものである。

このような状況の中で、両市は、これまで限られた地球資源を有効利用するとともに、環境負荷の低減に貢献することを目的に、ごみの発生抑制や排出抑制に努め、排出されたごみについても、「燃やす・埋め立てる」という考え方から、「資源化する」という考え方に転換し、様々な施策を積極的に展開してきた。

具体的には、市民、特に転入者などへの分別排出方法の指導や出前講座などの環境学習の実施、リサイクルカレンダーやホームページなどを利用した情報提供による普

及啓発活動等を実施するとともに、古紙やプラスチック類など6種類におよぶ資源物の積極的な分別回収等を行っている。また、事業者に対しても減量及び資源化の指導等を行っている（後述する「3 施策の内容」を参照）。

この結果、平成14年度の全国平均の直接資源化率4.5%（直接資源化量／排出量）、総資源化率16.7%（総資源化量／排出量）に対し、両市の平均で平成17年度実績で直接資源化率19.7%、総資源化率44.1%というトップレベルのリサイクル率を達成している。（後述する「表1 減量化、再生利用に関する現状と目標」を参照。）

両市では、今後も、市民、事業者の協力のもと、リサイクル推進のトップランナーとして、更なるごみの減量・資源化施策を推進していくことを目指すこととする。その上で、減量・資源化を進めても、なお残るごみについては、焼却処理を行うが、積極的な熱回収を進めるとともに、焼却残さについても東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化を行うこととする。

また、両市の生活排水については、下水道で適正に処理を行っており、下水道普及率は100%となっている。

(4) 広域化の検討状況

これまで三鷹市の可燃ごみは、単独での処理を行っており、調布市の可燃ごみは、府中市、小金井市と共同で二枚橋衛生組合を設置し、処理を行ってきた。また、不燃・粗大ごみや資源物については、三鷹市、調布市共同でふじみ衛生組合を設置し、処理を行ってきた。

この中で三鷹市、調布市の可燃ごみを処理している三鷹市環境センター及び二枚橋衛生組合の焼却施設は、それぞれ昭和60年、昭和42年に稼動を開始し、21年以上、38年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。特に二枚橋衛生組合の焼却施設は、平成18年度に運転を停止する予定である。

そこで両市は、各々の施設の建て替え時期が近いこと、また可燃ごみの処理と不燃ごみ、粗大ごみ等の処理は、同じ構成市で処理を行った方が効率的であることから、可燃ごみについても三鷹市、調布市の一部事務組合であるふじみ衛生組合で処理を行うこととした。

また、焼却処理後の残さ等については、これまで埋立処理を行っていたが、焼却処理後の残さ等の資源化や最終処分場の延命化が求められており、両市を含む多摩地域の25市1町でエコセメント化事業に取り組んでいる。なお、このエコセメント化施設は、平成18年7月に稼動を始めたところである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物処理等の現状

平成 17 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

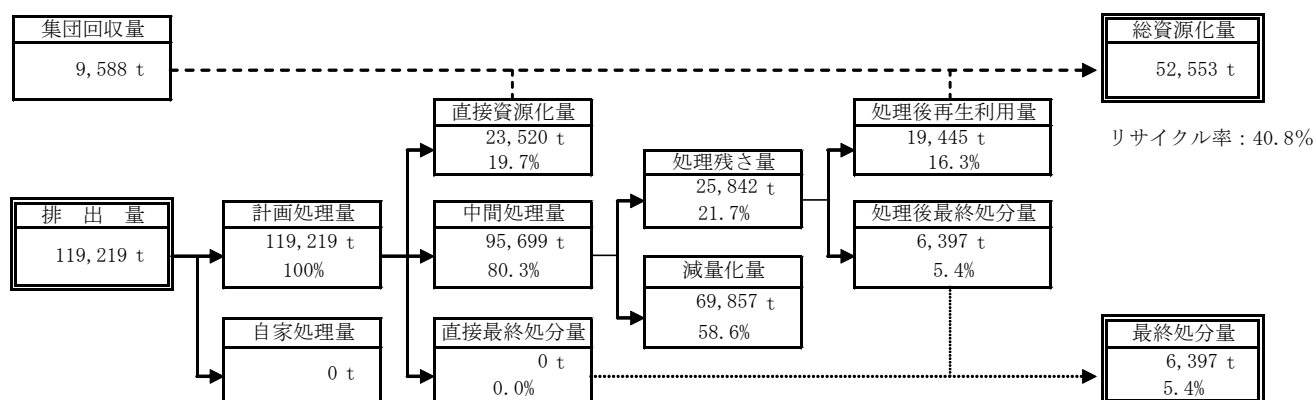
総排出量は、集団回収も含め、128,807 トンであり、再生利用される総資源化量は 52,553 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総収集量＋集団回収量））は 40.8%である。

中間処理による減量化量は 69,857 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 58.6%が減量化されている。また、同排出量の 5.4%に当たる 6,397 トンが埋め立てられている。

中間処理としては、三鷹市環境センター、二枚橋衛生組合において焼却処理を行っているが、両焼却施設とも焼却に伴う廃熱を回収し、温水として場内で利用するとともに、場外に供給を行っている。三鷹市環境センターでは、隣接する中学校や老人福祉施設に供給しており、二枚橋衛生組合では、隣接するプール及び老人福祉センターに供給を行っている。しかし、これらの施設は、前述したとおり、稼働後それぞれ 21 年以上、38 年以上が経過しており老朽化が進んでいる。

また、不燃・粗大ごみや資源物の中間処理としては、ふじみ衛生組合の不燃・粗大ごみ処理資源化施設において破碎、選別、圧縮処理を行っている。この施設も平成 6 年に稼働を開始しており、近年の分別品目の増加といった資源化の取り組みに合った機能を有していない状況にある。

なお、産業廃棄物については、全ての施設で受入れを行っていない。



(注) フロー中の処理後再生利用量には、三鷹市環境センターからの焼却残さのうち、灰資材化されている 1,000 t を含む。

※フロー中の割合は、計画処理量に対する割合を示す。
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 17 年度)

(2) 一般廃棄物処理等の目標

両市においては、トップレベルの総資源化率の向上を目指しつつ、可燃ごみや資源化できないものについては、熱回収施設を整備し、積極的に熱回収を行うこととする。また、熱回収施設の処理残さは、東京たまエコセメント化施設で資源化を行うこととする。このような総合的なリサイクル体制の構築により、最終処分量をゼロとした循環型社会の実現を目指すこととする。

具体的には、表1のとおり目標量を定めて、ごみの減量・資源化施策（後述する「3施策の内容」を参照）に取り組むこととし、その結果、平成25年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおり見込むこととする。また、参考として、添付資料2に「ごみ排出量の推移と見通し」および「再生利用量・最終処分量の推移と見通し」を記載する。

なお、産業廃棄物については、引き続き、全ての施設で受入れないこととする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1})		目標(割合 ^{※1})	
		平成9年度	平成17年度	平成25年度	
排出量	事業系 総排出量	15,452 トン	18,374 トン	18,222 トン	(-0.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.09 トン/事業所	1.47 トン/事業所	1.46 トン/事業所	(-0.7%)
	家庭系 総排出量	106,030 トン	100,845 トン	100,012 トン	(-0.8%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	241.31 kg/人	166.99 kg/人	164.35 kg/人	(-1.6%)
合計	事業系家庭系排出量合計	121,482 トン	119,219 トン	118,234 トン	(-0.8%)
再生利用量	直接資源化量	12,275 トン (10.1%)	23,520 トン (19.7%)	22,169 トン	(18.8%)
	総資源化量	42,440 トン (34.9%)	52,553 トン (44.1%)	57,520 トン	(48.6%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	0 MWh (余熱供給3GJ/h)	0 MWh (余熱供給3GJ/h)	40,000MWh以上 (余熱供給5GJ/h)	
減量化量	中間処理による減量化量	80,940 トン (66.6%)	69,857 トン (58.6%)	73,119 トン	(61.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	7,648 トン (6.3%)	6,397 トン (5.4%)	0 トン	(-)
人口(1月1日現在)		362,228 人	387,272 人	394,527 人	
事業所数(推計値)		14,168 社	12,516 社	12,516 社	

(注) 表中の総資源化量には、焼却施設から東京たまエコセメント化施設に搬入する焼却残さを含む。

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

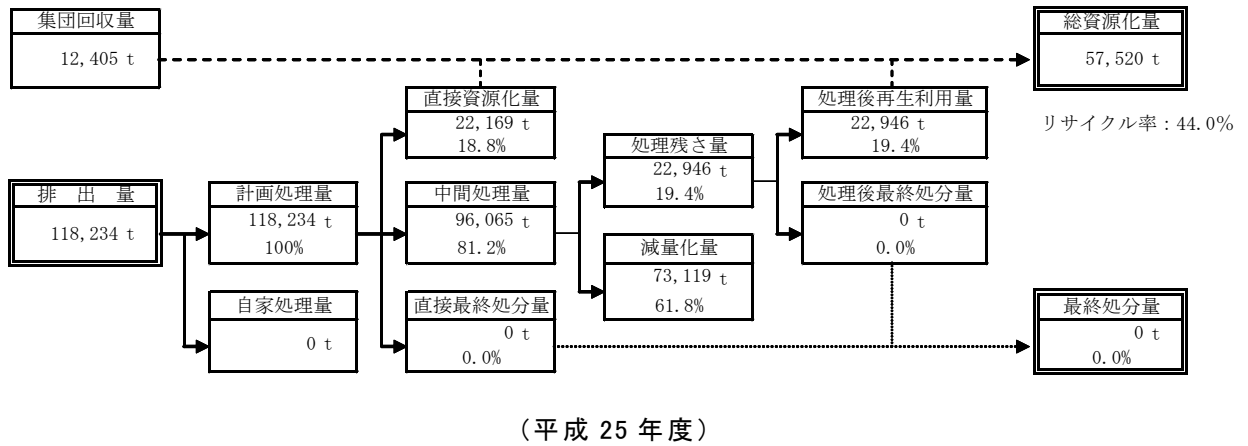
排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]



(注) フロー中の処理後再生利用量には、焼却施設から東京たまエコセメント化施設に搬入する焼却残さを含む。
 ※フロー中の割合は、計画処理量に対する割合を示す。
 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

図 2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

三鷹市における家庭系ごみの有料化については、市民会議形式で導入の可否について検討を行ってきており、平成 17 年 2 月からの分別方法の変更によるごみの減量効果も踏まえ、平成 20 年度を目途に一定の方向性を出す予定である。

調布市では、平成 16 年 4 月より家庭系ごみのうち、燃やせるごみ、燃やせないごみについて指定袋による手数料の徴収を行っている。指定袋購入金額は、表 2 のとおりであるが、紙おむつ用袋は無料配布を行っている。また、この有料化を確実に遂行するために、ステーション収集から戸別収集に変更を行っている。なお、三鷹市では、従来から戸別収集を実施している。

事業系ごみについては、両市ともに指定収集袋を用いた従量制による課金を行っており、指定袋購入金額は、表 2 のとおりである。三鷹市では、資源物が有料であるが、調布市は、プラスチック類を除き、一般家庭と同程度の量の場合には、無料で収集を行っている。また焼却施設に直接搬入されたごみについては、両市ともに 1kg 当たり 20 円の手数料を徴収している。

今後、共同処理を進めるにあたり、有料化施策の統一、見直し等について検討していくこととする。

表 2 指定袋購入金額

項目		指定袋のサイズ	容量	金額 (10 枚 1 組)	
三鷹市	事業系ごみ	可燃ごみ	小袋	22.5 リットル相当	1,300 円
			大袋	45 リットル相当	2,600 円
	不燃ごみ	小袋	22.5 リットル相当	1,300 円	
		大袋	45 リットル相当	2,600 円	
	不燃系資源物用(びん・缶・プラスチック・ペットボトル)	小袋	22.5 リットル相当	500 円	
		大袋	45 リットル相当	1,000 円	
可燃系資源物用(新聞・段ボール・雑誌・雑紙)	紙袋	—	500 円		
調布市	家庭系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	S	5 リットル相当	84 円
			M	15 リットル相当	273 円
			L	30 リットル相当	556 円
			L L	45 リットル相当	840 円
	事業系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ プラスチック	M	4 k g 相当	1,260 円
			L	8 k g 相当	2,520 円

イ 環境教育、普及啓発、助成

両市では、これまで発生抑制・再使用を推進するため、環境教育、普及啓発、助成制度を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。特に、市民、事業者、市の役割や果たすべき行動を明確にし、その内容を情報提供することにより、1人1人の意識改革とその行動の実践を目指すこととする。

- ・拡大生産者責任を追求するために、東京都市長会や全国都市清掃会議等を通じて、リサイクル処理費用に関する両市と事業者の負担割合の改善やリサイクルし易い商品開発、生産者の商品引取り等について要求していく。
- ・各種広報紙の発行やインターネットを利用したごみ処理に関する情報提供を積極的に行うとともに、発信する情報内容の更新・改善を行う。特に、両市は転入者が多いことから、転入者を対象としたごみの出し方に関するパンフレットの配布を不動産業者等の協力を得ながら進める。
- ・情報を共有し、相互理解を深めるため、社会科副読本の作成や出前講座の実施など環境学習の充実を継続する。併せて、体験学習や施設見学会の実施など、市民参加型の各種イベントの継続・強化に努める。
- ・ごみの減量として、生ごみの水切り排出について普及啓発する。また、その支援として各種イベントの中で、水切り器の配布や販売を行う。
- ・国、東京都や近隣市町村、全国都市清掃会議等の関係団体、事業者、市民等と積極的な情報交換を行い、ごみを取り巻く現状や法整備動向、先進事例・技術等についての情報収集を行う。
- ・集団回収に対しての助成金制度や家庭用生ごみ処理装置等の購入に対しての補助制度は、継続して実施する。また、これらの補助制度の利用者増大を目指し、補助内容の見直しを行うとともに、補助制度や取り組み状況について積極的に情報提供を行う。なお、集団回収や家庭用生ごみ処理装置等の購入に対しての補助の状況を表4に整理する。
- ・今後のごみ処理施設の整備と併せて、三鷹市リサイクル市民工房や調布市利再来留館の機能を有した普及啓発活動の拠点となるような施設について、市民の意見を踏まえて検討・整備する。

表 3 主な環境教育、普及啓発の取組み

	三鷹市	調布市
啓発資料配布	リサイクルカレンダーの配布 市報掲載	ごみリサイクルカレンダーの配布 広報紙「ザ・リサイクル」の配布
社会科副読本の作成	小学4年生を対象に毎年作成	小学4年生を対象に毎年作成
講座等	三鷹市リサイクル市民工房で講習会を開催 H15 325人参加 H16 368人参加 H17 238人参加	ごみ懇談会・出前講座*を実施 H15 305件 19,650人参加 H16 28件 1,735人参加 H17 13件 912人参加
施設見学会	ごみ関連施設の見学会を実施 H15 20件 400人参加 H16 25件 500人参加 H17 30件 600人参加	ごみ関連施設の見学会を実施 H15 43件 2,342人参加 H16 41件 2,275人参加 H17 29件 1,741人参加
イベント等	各種まつり等での資材の提供・貸出 リサイクル図書の無償提供 フリーマーケット（年2回開催）	各種まつり等への参加 不用品交換会の実施 フリーマーケット（年16回開催）
再生利用品（粗大ごみのからの再生品）の販売	三鷹市リサイクル市民工房にて販売 H15 473件 H16 581件 H17 500件	調布市利再来留館にて販売 H15 569件 H16 630件 H17 726件

*出前講座とは、生涯学習活動の支援の一環として、市民の皆さんが主催する学習会などの集会に市の職員が出向き、それぞれの事業のご案内や専門知識等をいかした助言などを行うもの。

表 4 主な補助制度の取組み

	三鷹市	調布市
集団回収	【対象物】 古紙類、牛乳パック、繊維類、金属類、ガラス類 【補助額】 1kgにつき7円	【対象物】 古紙類、牛乳パック、繊維類、鉄類、アルミ、生びん類 【補助額】 1kgにつき8円
家庭用生ごみ処理装置等の購入	【補助額】 1基の価格が3,000円以上 1基につき価格の2分の1以内で20,000円を上限 【利用件数】 H15:41件 H16:113件 H17:131件	【補助額】 家庭用生ごみ処理装置・堆肥化容器 購入価格の2分の1(限度額2万円) 家庭用生ごみ処理剤 1袋の購入価格の2分の1(限度額年間5,000円) ※他に法人用生ごみ処理装置、集合住宅用生ごみ処理装置についても補助あり。 【利用件数】 H15:491件 H16:1,002件 H17:281件

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

排出されるごみの減量と市民への普及啓発として、マイバッグ運動を継続して実施していくこととする。なお、両市では、マイバッグキャンペーンや消費者まつり

等のイベントでマイバッグの配布を行っている。さらに、リサイクル協力店等において、マイバッグを持参した市民に対し、ポイント制度により還元をしている。

また、レジ袋対策については、当面は、小売業者の独自の取り組みを見守るが、市としてその取り組みについて積極的に情報提供を行うこととする。

エ 事業者に対する減量、資源化の指導等

両市では、これまで事業者に対し、主に以下の取り組みを実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。

- ・市自らが事業者として、環境マネジメントシステム ISO14001 の活用等により、ごみの減量、資源化を進めてきたが、今後も継続していくこととする。
- ・学校を対象に生ごみ処理機の設置を表 5 のように行ってきたが、今後、設置数を拡大する。
- ・大規模事業所に対しては、ごみ減量及び再利用等に関する計画書の提出について義務付け、確実に遂行させる。また、ごみの減量や事業者の自主的な資源回収システムが構築できるよう、情報収集と情報提供に努める。
- ・ごみの減量・資源化等に協力的な事業所（エコ・オフィス）やリサイクル協力店については、その認定を行う。また認定された協力店の利用者が増加するよう、市民に対し、情報提供を行う。なお、エコ・オフィスやリサイクル協力店の認定状況を表 6 に整理する。

表 5 学校での生ごみ処理機の取組み状況

三鷹市	調布市
エコ野菜地域循環モデル事業として実施。 中原保育園、大沢台小学校を対象に実施。生成した堆肥を利用し、栽培した野菜を学校で消費。	公立小学校を対象に実施。 平成 17 年度時点で 20 校中 11 校に設置済みであり、平成 18 年度には 2 校設置予定。

表 6 エコ・オフィスやリサイクル協力店の認定状況（調布市）

	H15	H16	H17
エコ・オフィス	39 事業所	40 事業所	66 事業所
リサイクル協力店	15 店	15 店	19 店

※エコ・オフィスは、協力の度合いによりランク付けを行っている。

※三鷹市では、平成 19 年度より導入する予定である。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分及び処理方法については、表 7 のとおりである。

これまで、両市は、循環型社会の構築を目指し、積極的に焼却量の削減やリサイクルの推進等に取り組んできた結果、平成 17 年度時点で、40.8%のリサイクル率を達成しているが、一方で循環型社会の構築の基幹施設となる焼却施設が、前述したとおり三鷹市環境センターで稼動後 21 年以上、二枚橋衛生組合で稼動後 38 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。また、ふじみ衛生組合の不燃・粗大ごみ処理資源化施設においても、近年の分別品目の増加といった資源化の取り組みに合った機能を有していない状況にあり、検討が必要となっている。

家庭ごみ分別品目や収集方法については、熱回収施設の新設に先立ち、両市で統一を図っている。具体的には、三鷹市においては、平成 17 年 2 月に雑紙・ペットボトル、プラスチック類の分別収集を開始し、調布市では平成 16 年 2 月に戸別収集を開始したところである。

今後は、両市で統一を図った現在の分別方法を基本とした処理体制を構築することとする。参考として、添付資料 3 に「現在のごみの分別区分」を添付する。

また、生ごみの資源化としてバイオガス化施設の導入についても、調査・研究を進め、熱回収施設稼動後に一定の方向性を出す予定である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、許可業者への委託または直接搬入が原則であるが、排出量が1日当たり10kg以下の場合は、市が収集を行っている。なお、収集対象物は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物である。今後は、この処理体制を継続するとともに、資源回収や熱回収を積極的に進める。

また、事業者に対しては、事業者から提出されたごみ減量及び再利用等に関する計画書をもとに減量化指導や事業者の自主的な資源回収システムが構築できるよう、情報収集と情報提供に努めることとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

両市では、全ての施設で産業廃棄物の受入れを行っておらず、新たに整備する熱回収施設稼働後も受入れを行わないこととする。

エ 焼却処理後の残さ等の処理の現状と今後

前述したとおり、東京たまエコセメント化施設が平成18年7月に稼働を始めており、両市において焼却処理を行った後の残さは、このエコセメント化施設で資源化を進めているところである。

新たに整備する熱回収施設が稼働後も、処理残さについては、エコセメント化施設で資源化を進めることとする。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇新規に熱回収施設を整備し、可燃ごみの焼却処理とあわせ、高効率な熱回収を進める。
- ◇熱回収施設から発生する処理残さは、東京たまエコセメント化施設で資源化を行う。
- ◇不燃・粗大ごみ処理資源化施設については、近年の分別品目の増加に即した機能を有するように施設整備について検討を進める。

表 7 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成17年度)								
三鷹市				調布市				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
燃やせるごみ	焼却	三鷹市環境センター	35,841	燃やせるごみ	焼却	二枚橋衛生組合ごみ焼却場	39,332	
燃やせないごみ	破碎・選別・理立	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	2,094	燃やせないごみ	破碎・選別・理立	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	3,816	
粗大ごみ	破碎・焼却	三鷹市環境センター	501	粗大ごみ	破碎・選別・理立			
	破碎・選別・理立	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	1,024					
プラスチック	リサイクル	民間事業者(売却)	3,879	プラスチック	リサイクル	民間事業者(売却)	4,148	
古紙			6,314	古紙			13,175	
布類			514	布類			1,237	
ビン			ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設(売却)	2,230			ビン	270
							民間事業者(売却)	1,879
缶	調布市クリーンセンター(売却)	743	缶	743				
ペットボトル	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設(売却)	522	ペットボトル	689				
鉄類	民間事業者(売却)	17	鉄類	349				
紙パック		3	紙パック	32				
有害ごみ	委託		74	有害ごみ	委託		99	

今後(平成25年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃やせるごみ	焼却	熱回収発電	新ごみ処理施設(可燃)	(焼却残さ) エコセメント化施設	74,655
燃やせないごみ	破碎・選別		ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	(破碎残さ) 新ごみ処理施設(可燃)	5,834
粗大ごみ	焼却	熱回収発電	新ごみ処理施設(可燃)	(焼却残さ) エコセメント化施設	1,086
	破碎・選別		ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	(破碎残さ) 新ごみ処理施設(可燃)	1,489
プラスチック		圧縮・梱包	(売却)	再資源化	8,093
古紙				民間事業者(売却)	17,789
布類				民間事業者(売却)	1,782
ビン・缶	リサイクル	再資源化	ふじみ衛生組合リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	再資源化	3,398
				圧縮・売却	
ペットボトル		圧縮・梱包・再資源化・(売却)	民間事業者(売却)	(売却)	1,324
				再資源化	373
紙パック		(売却)	民間事業者(売却)		46
有害ごみ		再資源化	委託		186

(3) 処理施設の整備

上記(2)の統一化後の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 8 のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表 8 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	新ごみ処理施設(高効率ごみ発電施設)整備事業	288 t/日	調布市深大寺東町	H22～H24

※ 参考として、添付資料 4 に現有施設の概要を添付する。

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化、熱回収推進、高効率ごみ発電の推進、広域処理体制の推進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の処理施設の整備に先立ち、表 9 のとおり計画支援事業を行う。

表 9 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業時期
31	新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査	PFI 導入可能性調査	H18
	新ごみ処理施設整備に係る測量・地質調査	測量調査、地質調査	H18
	新ごみ処理施設整備実施計画	施設整備事業基本計画	H18～H19
	新ごみ処理施設環境影響評価	環境影響評価	H18～H20
	新ごみ処理施設 PFI 事業者選定アドバイザー または新ごみ処理施設発注仕様書作成業務	PFI 事業者選定アドバイザー または発注仕様書作成業務	H19～H21
	新ごみ処理施設土壌汚染調査	土壌汚染調査	H20
	新ごみ処理施設電波障害調査	電波障害調査	H20

(5) その他の施策

地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。

ア 再生利用品の需要拡大事業

庁内および公共施設内において、環境マネジメントシステム ISO14001 の活用等により、自ら積極的な再生品利用（グリーン購入）を進めるとともに、市民及び事業者に対して、資源物の分別排出と再生品の使用を情報提供する。

熱回収施設から発生する焼却残さ等は、東京たま広域資源循環組合で進めているエコセメント化施設に搬入し、生成されたエコセメント製品は、積極的に利用するとともに、事業者に対しても使用するよう働きかける。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民、事業者には指導を行うとともに、許可業者の協力を得て、許可業者の事業所内に受付センターを設置し、市民からの電話での申し込みに応じ、市民宅から収集し、指定取引場所へ運搬を行っている。

今後もこの処理体制を維持・継続するとともに、適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行うこととする。

ウ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、市民・事業者の協力や郵便局等の関係機関・団体等との連携を図りながら、パトロールや監視・通報体制を構築してきた。

今後も、継続して実施していくとともに、さらに監視・通報体制を拡大・充実し、不法投棄対策の強化を図ることとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

両市では、震災や水害等の災害時に備え、災害ごみの収集、運搬、仮置き場、処理方法や周辺自治体や民間業者等の協力体制等を含めた処理マニュアルの作成を進めている。

今後は、周辺自治体や民間業者等と協議を進め、早期作成に向けて取り組むこととする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

両市は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させる。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成18年度）

1 地域の概要

(1)地域名	三鷹市・調布市	(2)地域内人口	387,521人（H18.4.1日現在）	(3)地域面積	38.03 km ²	
(4)構成市町村等名	三鷹市・調布市・ふじみ衛生組合	(5)地域の要件*	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖繩 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他			
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：三鷹市、調布市 設立されていない場合、今後の見通し：	設立（予定）年月日： 昭和35年 1月19日設立、許可 規約変更 平成18年 8月18日				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

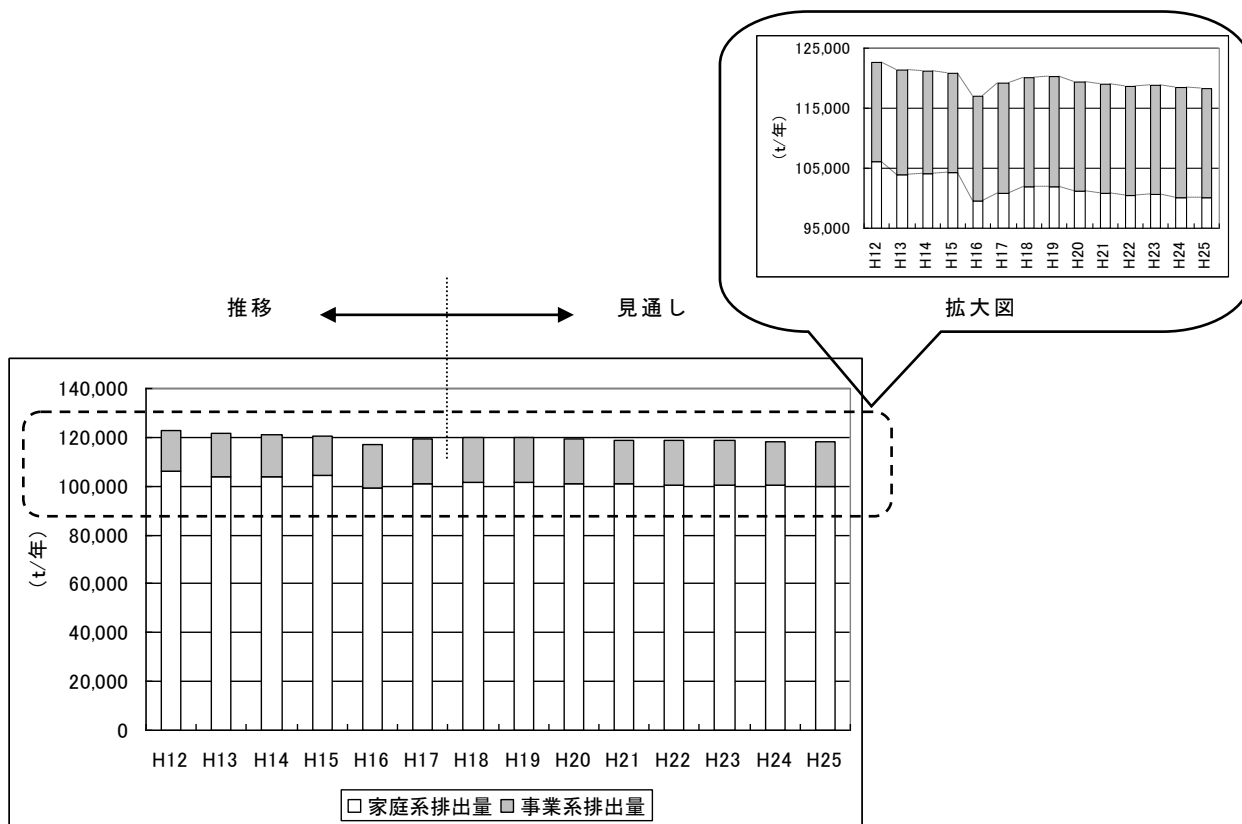
指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成25年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	16,493	17,503	17,093	16,493	17,578	18,374	18,222（H17比 -0.8%）
	1事業所当たりの排出量（ト/事業所）	1.22	1.32	1.31	1.29	1.40	1.47	1.46
	家庭系 総排出量（トン）	106,089	103,889	104,071	104,255	99,472	100,845	100,012（H17比 -0.8%）
	1人当たりの排出量（ト/人）	233.16	223.53	221.59	218.59	182.63	166.99	164.35
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	122,582	121,392	121,164	120,748	117,050	119,219	118,234（H17比 -0.8%）
再生利用量	直接資源化量（トン）	14,788（12.1%）	15,709（12.9%）	15,620（12.9%）	16,217（13.4%）	20,253（17.3%）	23,520（19.7%）	22,169（18.8%）
	総資源化量（トン）	38,015（31.0%）	39,422（32.5%）	42,001（34.7%）	44,260（36.7%）	47,991（41.0%）	52,553（44.1%）	57,520（48.6%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	0	0	0	0	0	0	40,000
	（余熱利用施設供給（GJ/h））	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(5)
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	81,367（66.4%）	79,077（65.1%）	78,407（64.7%）	76,952（63.7%）	70,951（60.6%）	69,857（58.6%）	73,119（61.8%）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	13,165（10.7%）	12,773（10.5%）	10,227（8.4%）	9,020（7.5%）	7,760（6.6%）	6,397（5.4%）	0（0.0%）

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（様式1（添付資料1）参照）

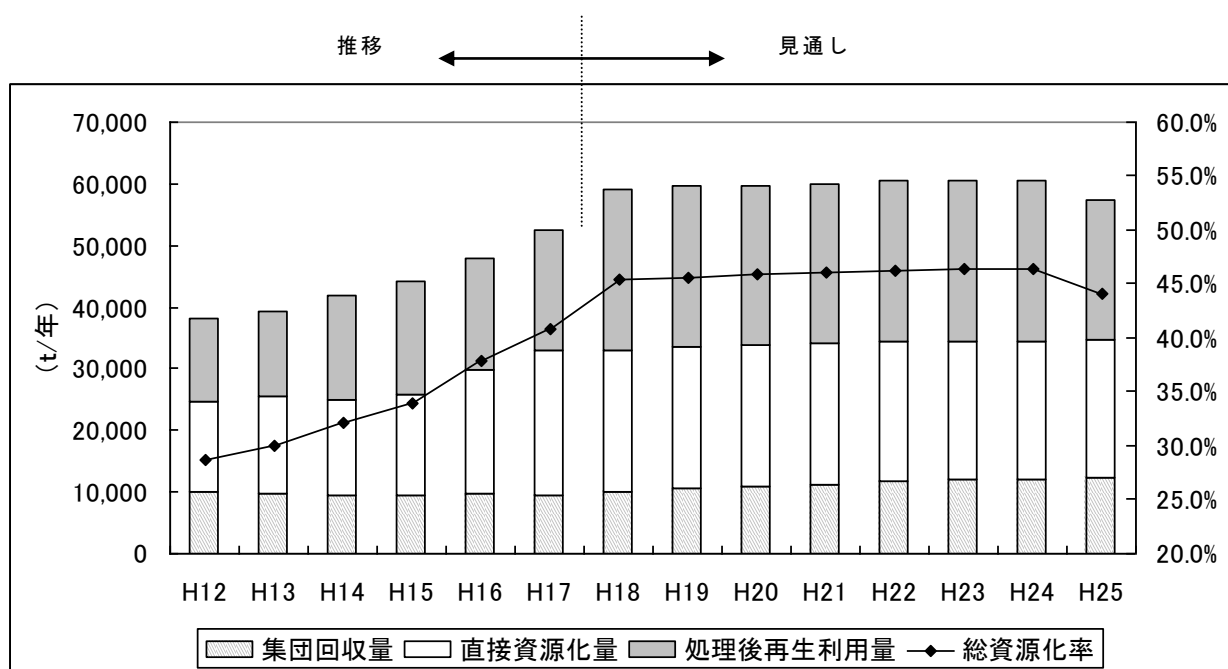
3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
焼却施設	三鷹市	全連続燃焼式	有	195トン/日	S59.12竣工	H25.3	施設老朽化による廃止				三鷹市環境センター
焼却施設	二枚橋衛生組合	全連続燃焼式	有	510トン/日	S42.5 竣工 S47.3 増設	H19.3	施設老朽化による廃止				二枚橋衛生組合
高効率ごみ発電施設	ふじみ衛生組合							全連続燃焼式	H25.4	288トン/日	新ごみ処理施設
不燃・粗大・資源化施設	ふじみ衛生組合	粗大ごみ処理施設	有	32.5t/5h	S55.12竣工						ふじみ衛生組合立リサイクルセンター
	ふじみ衛生組合	不燃物処理資源化施設	有	81t/5h	H6.12竣工						不燃・粗大ごみ処理資源化施設
	調布市	缶/選別・プレス処理 ストックヤード		3.5t/5h	S50.10竣工						
その他	三鷹市										三鷹市リサイクル市民工房
	調布市										調布市利再来留館

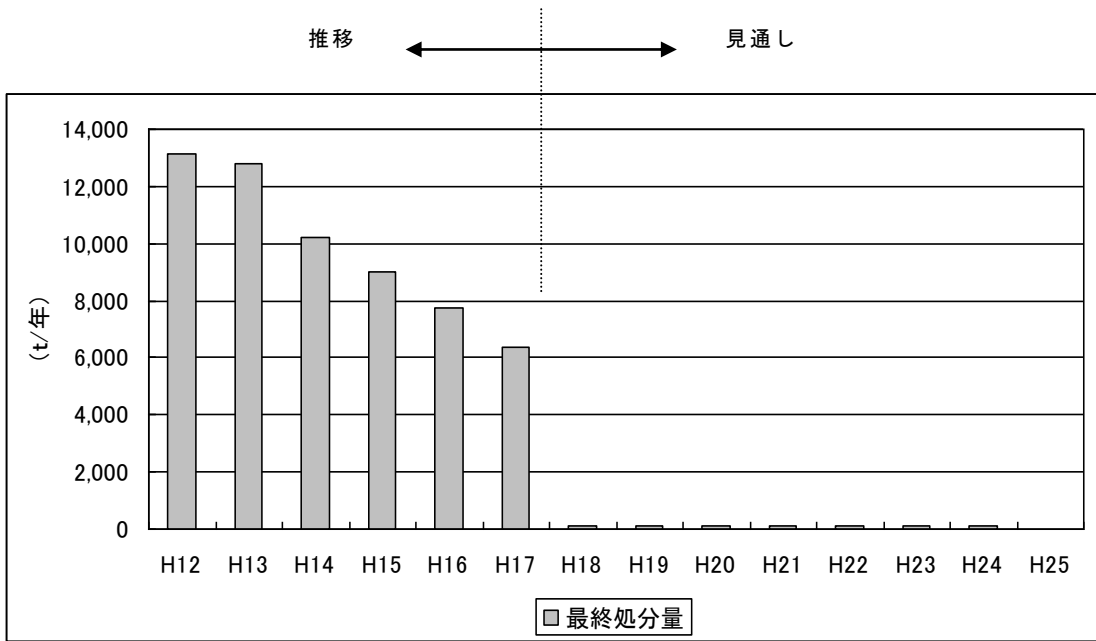
目標の設定に関するグラフ等



添付図 ごみ排出量の推移と見通し

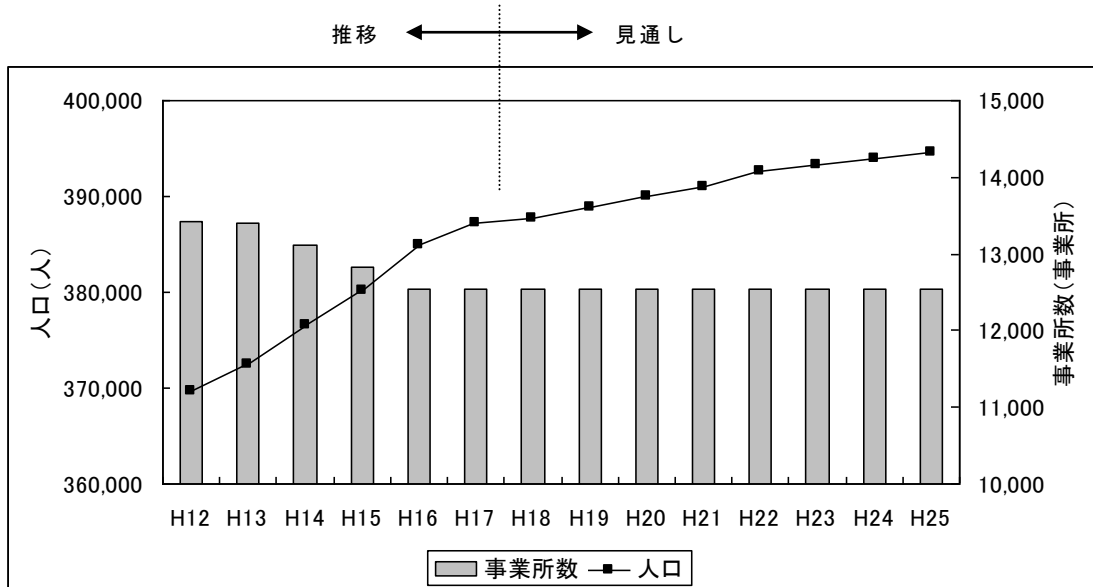


添付図 再生利用量の推移と見通し



添付図 再生利用量・最終処分量の推移と見通し

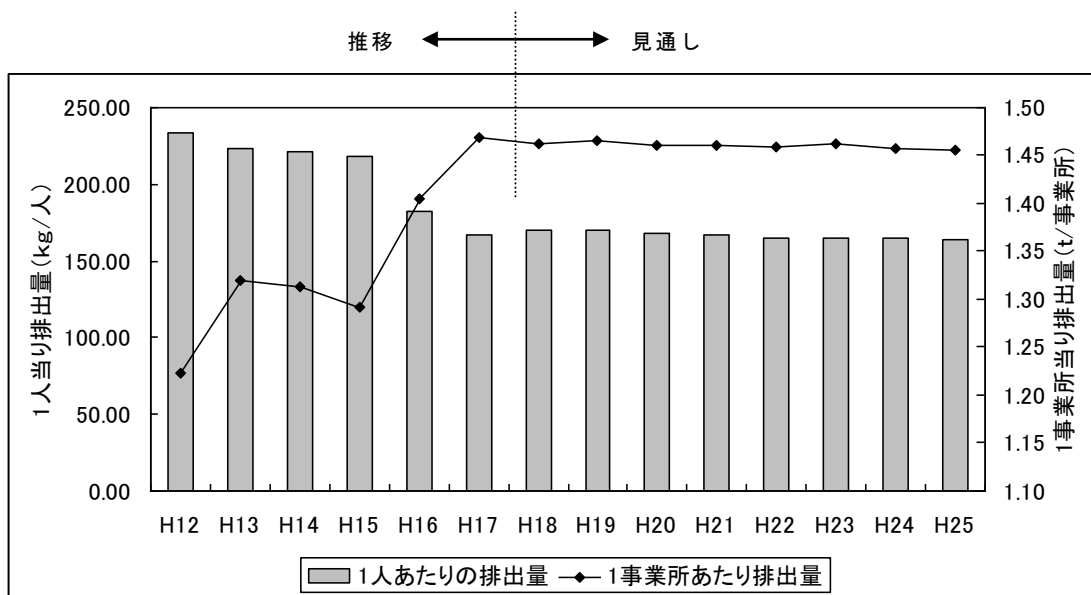
指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



注) 人口は、1月1日現在。

事業所数の推移のうち、H12、H14、H15、H17は推計値。(資料：事業所企業統計書)

添付図 人口・事業所数の推移と見通し



添付図 ごみ排出量(原単位)の推移と見通し

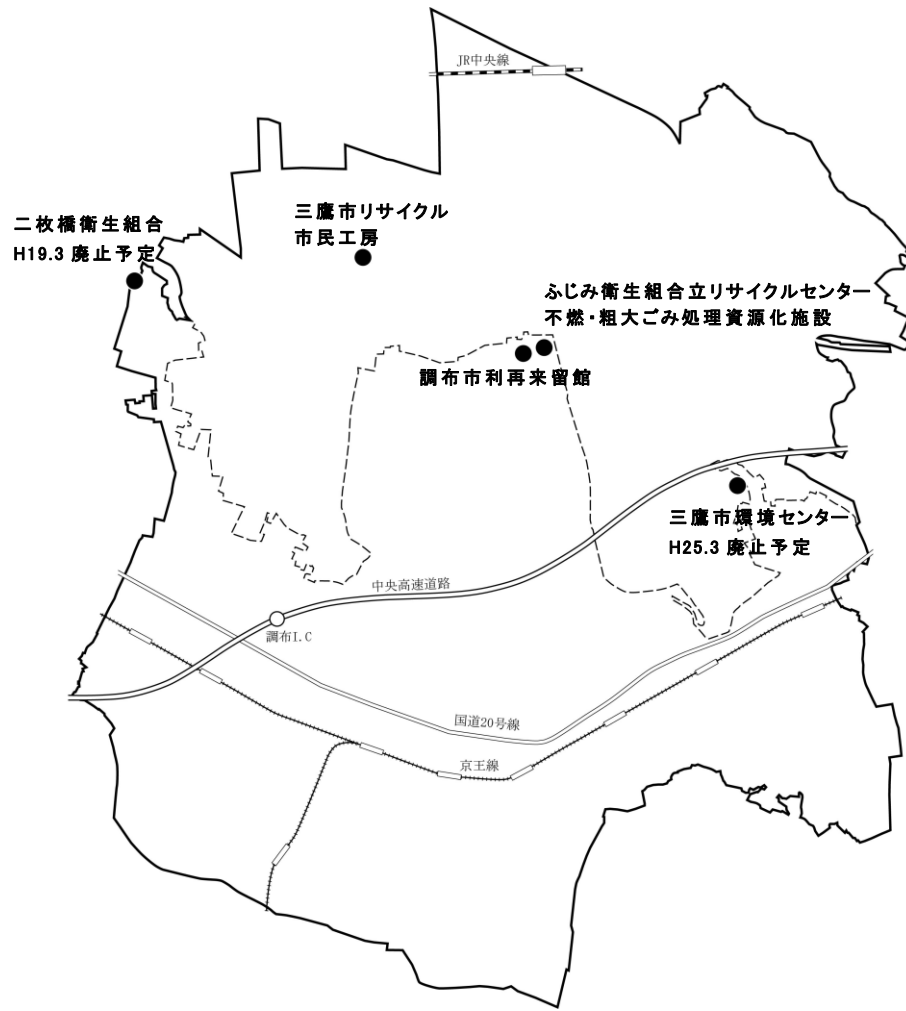


(平成 18 年 4 月 1 日現在)

対象地域図

地域内の施設の現況と将来（位置図）

様式 1（添付資料 2）



現況の施設



将来の施設

現有処理施設の概要

○ 本計画の関連施設

【焼却施設】

施設名称	施設形式	稼動年月	施設規模 (t/日)	1 炉の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
三鷹市環境センター	全連続燃焼式	S60.1 稼動	195	65	3	隣接する学校、老健施設に熱供給
二枚橋衛生組合	全連続燃焼式	S42.5 稼動	510	135	3	プール・老人福祉センター (入浴施設)
				105	1	

※二枚橋衛生組合は、調布市、府中市、小金井市で構成される。

【不燃・粗大・資源化施設】

施設名称	施設の種類	稼動年月	施設規模	処理方式
ふじみ衛生組合立リサイクルセンター 不燃・粗大ごみ処理資源化施設	不燃物処理資源化施設	H6.12 竣工	81 t / 5 h	破碎 選別 圧縮
	粗大ごみ処理施設	S55.12 竣工	32.5 t / 5 h	
調布市クリーンセンター	缶類選別施設	S50.10 竣工	3.5 t / 5h	選別・圧縮
	ストックヤード			

【その他】

施設名称	施設の内容
三鷹市リサイクル市民工房	リサイクル品の展示、リサイクル図書の提供、講習会の開催、フリーマーケット実施
調布市利再来留館	リサイクル品の展示

○ その他関連施設

【最終処分場】

施設名称	埋立開始年	埋立期間	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
東京たま広域資源循環組合 谷戸沢処分場	S59.4	完了	220,000	380 万
東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場	H10.1	約 16 年間	184,000	370 万

※東京たま広域資源循環組合は、三鷹市、調布市を含む多摩地域の 25 市 1 町の自治体で構成される。

【エコセメント化施設】

施設名称	稼動年月	施設規模 (t/日)	エコセメント生産能力 (t/日)
東京たま広域資源循環組合 東京たまエコセメント化施設	H18.7	330	520

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成18年度)

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考		
				開始	終了	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度			
○高効率ごみ発電施設 に関する事業						15,000,000	0	0	0	0	2,250,000	7,500,000	5,250,000	11,700,000	0	0	0	0	1,755,000	5,850,000	4,095,000	
高効率ごみ発電施設 整備	1	ふじみ衛 生組合	288 t/d	H22	H24	6,750,000					1,012,500	3,375,000	2,362,500	5,265,000					789,750	2,632,500	1,842,750	
熱回収施設整備						8,250,000					1,237,500	4,125,000	2,887,500	6,435,000					965,250	3,217,500	2,252,250	
○施設整備に関する計画 支援に関する事業						261,030	36,055	104,775	100,200	20,000	0	0	0	261,030	36,055	104,775	100,200	20,000	0	0	0	
新ごみ処理施設PFI導入可 能性調査	31	ふじみ衛 生組合		H18	H18	2,600	2,600							2,600	2,600							
新ごみ処理施設整備に係る 測量・地質調査	31	ふじみ衛 生組合		H18	H18	5,880	5,880							5,880	5,880							
新ごみ処理施設整備実施 計画	31	ふじみ衛 生組合		H18	H19	21,550	10,775	10,775						21,550	10,775	10,775						
新ごみ処理施設環境影響 評価	31	ふじみ衛 生組合		H18	H21	168,000	16,800	84,000	67,200					168,000	16,800	84,000	67,200					
新ごみ処理施設PFI事業者 選定アドバイザーまたは 新ごみ処理施設発注仕様 書作成業務	31	ふじみ衛 生組合		H19	H21	50,000		10,000	20,000	20,000				50,000		10,000	20,000	20,000				
新ごみ処理施設土壌汚染 調査	31	ふじみ衛 生組合		H20	H20	10,000			10,000					10,000			10,000					
新ごみ処理施設電波障害 調査	31	ふじみ衛 生組合		H20	H20	3,000			3,000					3,000			3,000					
合 計						15,261,030	36,055	104,775	100,200	20,000	2,250,000	7,500,000	5,250,000	11,961,030	36,055	104,775	100,200	20,000	1,755,000	5,850,000	4,095,000	

地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画							備考
							平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	有料化	家庭系ごみ処理手数料等の調査、検討の実施	三鷹市	H18	H20		調査、検討						
			事業系ごみの有料化施策の見直し・検討の実施	両市	H18	H24		調査、検討						
	12	拡大生産者責任の追求	東京都市長会や全国都市清掃会議等を通じた責任要求	両市	継続	-		継続実施・強化						
	13	各種普及啓発	情報収集・発信、環境教育、イベント開催等の継続・強化	両市	継続	-		継続実施・強化						
	14	各種助成	集団回収・生ごみ処理機購入助成の継続実施とアピール	両市	継続	-		継続実施・強化						
	15	マイバック運動・レジ袋対策	マイバック運動の継続実施と小売業者の取り組みアピール	両市	H18	-		継続実施・強化						
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	現分別区分を基本とした処理体制構築	自らの減量・資源化実施 学校への生ごみ処理機設置	両市	継続	-		継続実施・強化						
			減量化計画策定等の指導 リサイクル協力店の認定と紹介	両市	継続	-		継続実施・強化						
	22	事業者への減量・資源化指導	事業所による資源回収システム整備支援	両市	継続	-		継続実施・強化						
	23	不燃・粗大ごみ処理 資源化施設の検討	今後の施設整備の検討の実施	ふじみ衛生組合	H18	-		調査、検討						
24	エコセメント化施設の 有効利用	焼却灰等を東京たまエコセメント化施設に搬入（資源化）	ふじみ衛生組合	H18	-		継続実施							
処理施設の 整備に関する もの	1	高効率ごみ発電施設 整備	熱回収を行う新ごみ処理施設を整備 余熱の有効利用促進	ふじみ衛生組合	H22	H24	○							建設工事
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	施設整備の計画支援	PFI方式の導入可能性についての調査の実施	ふじみ衛生組合	H18	H18	○	実施						
			施設整備に係る測量・地質調査の実施	ふじみ衛生組合	H18	H18	○	実施						
			施設整備に係る実施計画の策定	ふじみ衛生組合	H18	H19	○	実施						
			施設整備に係る環境影響評価の実施	ふじみ衛生組合	H18	H20	○	実施						
			施設発注の実施	ふじみ衛生組合	H19	H21	○	実施						
			施設整備に係る土壌汚染調査の実施	ふじみ衛生組合	H20	H20	○	実施						
			施設整備に係る電波障害調査の実施	ふじみ衛生組合	H20	H20	○	実施						
その他	41	再生利用品の需要 拡大事業	自らの減量・資源化実施 エコセメントの積極的利用	両市	継続	-		継続実施・強化						
			市民、事業者への再生品使用の アピール	両市	継続	-		継続実施・強化						
	43	家電のリサイクル に関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理 の普及啓発	両市	継続	-		継続実施・強化						
	44	不法投棄対策	監視体制の改善・強化	両市	継続	-		継続実施・強化						
	45	災害時の廃棄物処理	早期に処理マニュアルの作成 周辺市町村や民間業者と協議	両市	継続	-		実施						




分別区分説明資料

○ 三鷹市のごみ分別区分 (家庭系ごみ)



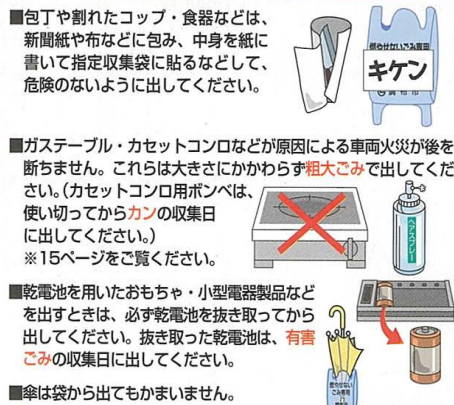
種類	内容と出し方
<p>燃やせるごみ (週2回)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台所の厨芥ごみ(よく水を切る)、貝殻 ◆ 使用済み紙おむつ(汚物はトイレに捨てる) ◆ ポロ布、紙くず、木くず、使い捨てカイロ、シュレッダー紙 ◆ 枝木(長さ80cm、1本5cm角以下で、直径50cm以下に束ねたもの) <p>▶ 袋に入れて、しっかり口を閉じる。</p>
<p>燃やせないごみ (月2回)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ゴム製品(長靴・ホースなど) ◆ ガラス製品(コップ・電球、化粧品のびんなど) ◆ せともの(茶碗・皿など) ◆ 金属類(鍋・アルミホイルなど) ◆ 皮革製品(カバン・靴など)、合成皮革製品、ぬいぐるみ ◆ 小型家電製品(1辺が30cm未満のもの) ◆ プラスチック類の除外品(ビニール傘、物干しハンガー、おもちゃ、バケツ、ビデオ・カセットテープ) <p>▶ 手で持ってあげられる容器か、透明か半透明の袋で排出。(レジ袋も可)</p>
<p>プラスチック類 (週1回)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 硬質・軟質のプラスチック製品 ◆ プラスチックのマークのあるもの ◆ 発泡トレーなどの発泡スチロール ◆ ペットボトルのキャップ ◆ 卵のパック、ビニール袋、レジ袋、フィルム、ラップなど <p>▶ 透明か半透明の袋(レジ袋でも可)で排出。風で飛ばされないように工夫する。</p>
<p>有害ごみ ※プラスチックと同時収集</p> 	<p>「スプレー缶、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てライター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必ず中身を使い切る。 ▶ 燃やせないごみと別の袋に入れ「有害ごみ」と表示する。 ▶ 乾電池や蛍光管、体温計なども分けて出す。 <p>「蛍光管、乾電池、体温計」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 燃やせないごみと分けて、空き箱・袋などに入れる。 ▶ 「有害ごみ」と表示して出す。
<p>ペットボトル (月2回)</p> 	<p>飲料用、しょうゆ用、酒類用ペットボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ キャップははずす。(キャップはプラスチック類で出す) ▶ 中を軽くすすぐ。 ▶ ラベルは剥がさなくてもOK。 ▶ 手で持ってあげられる容器か、透明か半透明の袋(レジ袋でも可)で排出。風で飛ばされないように工夫する。
<p>空きびん (月2回)</p> 	<p>飲料びん、食品のびん</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ キャップは必ずはずしてください。 ▶ 空きびん・空き缶は同じオレンジ色のコンテナに入れてください。
<p>空き缶 (月2回)</p> <p>★袋やペットボトルは入れないでください。</p>	<p>飲料缶、缶詰の缶(ペットフード用も可)、海苔、菓子、茶等の缶、アルミ、スチール製のふたやキャップ、王冠</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中身を使い切ってよく洗い、できるだけつぶして、オレンジ色のコンテナに入れてください。
<p>古紙(週1回) (新聞・雑誌・段ボール・雑紙)</p> 	<p>新聞紙(ちらしも可)、段ボール、雑誌</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 種類別に分別し、紐で十字に束ねる。 <p>雑紙 (はがき、ポスター、包装紙、ボール紙、レシート、名刺、メモなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 紙袋に入れるか紐できちんとしぼる。
<p>古着(週1回)</p> 	<p>着用可能な衣類、肌着、毛布、シーツ、タオルケット、きれいなカーテン</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必ず袋に入れて「古着」と表示して出す。 ★雨や雨の降りそうな日は出さないでください。 ★汚れているものや破れているもの、濡れているものは、燃やせるごみの日に「可燃ごみ」と貼紙をして出してください。

○ 調布市のごみ分別区分（家庭系ごみ）

「燃やせるごみ」

ごみの種類（主なもの）	出し方	出すときの注意点
 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ ○ 貝殻 ○ ティッシュペーパー ○ キッチンペーパー ○ たばこの吸殻 ○ シュレッダーごみ ○ 写真 ○ 汚れや破損がひどいぼろ布類・衣類 ○ 生理用品 ○ 使用済みの絆創膏・包帯などの衛生用品 ○ 掃除機からのごみ ○ 洗濯機からの糸くずごみ ○ 紙くず類（感熱紙・カーボン紙） ○ 草木類（枝・木片・落ち葉） ○ おむつ ● その他、一辺が40cm以内の燃やせるもの 	<p>燃やせるごみ専用（オレンジ色）指定収集袋に入れる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみは、必ず水をよく切ってから出してください。 ■ 竹串は危なくないように、先を折るなどして出してください。 ■ 枝木は長さ40cm以内、太さ5cm以内に切って、指定収集袋に入れて出してください。 ■ てんぷら油などは、紙や布に染み込ませてから出してください。 ■ 乳幼児及び高齢者のためのおむつ専用袋を用意していますのでご利用ください。（9ページをご覧ください。） 

「燃やせないごみ」

ごみの種類（主なもの）	出し方	出すときの注意点
 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金属類（なべ・フライパンなど） ○ ガラス類（板ガラス・コップなど） ○ 陶器類（茶碗・皿など） ○ 皮・ゴム類（カバン・長くつなど） ○ 小型電器製品（ドライヤー・ビデオテープ・ポットなど） ○ 電球 ○ 傘 ○ バケツ ○ ハンガー ○ おもちゃ・ぬいぐるみ ○ 化粧品のビン ● その他、一辺が40cm以内の燃やせないもの 	<p>燃やせないごみ専用（ブルー色）指定収集袋に入れる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 包丁や割れたコップ・食器などは、新聞紙や布などに包み、中身を紙に書いて指定収集袋に貼るなどして、危険のないように出してください。 ■ ガステーブル・カセットコンロなどが原因による車両火災が後を断ちません。これらは大きにかかわらず粗大ごみで出してください。（カセットコンロ用ポンベは、使い切ってからカンの収集日に出してください。）※15ページをご覧ください。 ■ 乾電池を用いたおもちゃ・小型電器製品などを出すときは、必ず乾電池を抜き取ってから出してください。抜き取った乾電池は、有害ごみの収集日に出してください。 ■ 傘は袋から出てもかまいません。 

有害ごみ

ごみの種類（主なもの）	出し方	出すときの注意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 蛍光灯 ○ 乾電池 ○ 体温計（水銀入り） 	<p>袋に入れず、カゴやバケツなどの容器に入れる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「燃やせないごみ」と収集日は同じですが、必ず「燃やせないごみ」と分けて出してください。 ■ 蛍光灯は破損防止のため、購入した時の箱に入れて出しても結構です。

資源物

	資源物の種類 (主なもの)	出し方	出すときの注意点
プラスチック	<p>○資源として収集するプラスチックは、商品を入れているプラスチック製の「容器」や、商品を保っているプラスチック製の「包装」で、基本的に「プラ」マークが付いているものです。</p> <p>注意：プラスチック製の商品本体で「容器」や「包装」でないものは対象となりません。⇒ 燃やせないごみへ出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○袋 (スナック・ラーメン・レジ袋) ○トレイ ○バック・カップ (カップ類・コンビニ弁当の容器) ○発泡スチロール ○ネット・ペットボトルのふた ○ボトル類 (シャンプーなど) 	<p>透明もしくは半透明の袋に入れる</p> <p>事業系ごみの場合は有料の「事業系指定収集袋」に入れて出してください。</p>	<p>■プラスチック製の「商品」(おもちゃ・ハンガー・バケツ・ビデオテープ・カセットテープ・CD・ビニール傘・文具など)は燃やせないごみへ出してください。</p> <p>■汚れはさっと洗い流すが、ふき取ってから出してください。</p> <p>■マヨネーズなどの容器で汚れを落としきれない場合は、燃やせないごみへ出してください。</p> <p>■「ペットボトル」はプラスチックと混ぜないで、ペットボトルの収集日に出してください。</p>
	<p>○新聞</p> <p>○雑誌・本</p> <p>○ダンボール</p> <p>○雑紙 (お菓子の箱・はがき・封筒・メモ用紙・コピー紙・チラシ・商品を保っている包装紙・紙袋など、名刺サイズ以上の大きさの紙)</p>	<p>束ねてひもでしぼる</p> <p>束ねてひもでしぼる</p> <p>紙袋に入れるか、チラシなどの間にはさむ</p>	<p>■古紙は雨の日も収集します。</p> <p>■新聞の販売店回収がある場合は、そちらを利用してください。</p> <p>資源物にならない紙類</p> <p>感熱紙・カーボン紙・写真・紙コップ・洗濯洗剤の箱・シュレッダーにかけた紙・汚れのひどい紙・油のついた紙</p> <p>↓</p> <p>燃やせるごみへ出してください。</p>
布類	<p>○衣類</p> <p>○タオル</p> <p>○毛布</p> <p>○シーツ</p> <p>○カーテン (金具をはずして)</p>	<p>透明もしくは半透明の袋に入れる</p>	<p>■布類は濡れるとリサイクルできないので雨の日には出さないでください。</p> <p>■衣類のボタン・ファスナーなどは付いたままで結構です。</p>
ビン	<p>○飲料用・食用のビン (酒・ビール・ジュース・ジャム・調味料などのビン)</p>	<p>袋に入れずに、かごやバケツ、コンテナなどの容器に入れる</p>	<p>■袋には入れないでください。</p> <p>■中を軽く水でゆすいでから出してください。</p> <p>■プラスチック製の「ふた」はプラスチックの収集日に、金属の「ふた」は燃やせないごみの収集日に出してください。</p> <p>■化粧品のビンや塗料のカンなど、飲料用・食用以外のビンやカンは、燃やせないごみに出してください。</p> <p>■一斗缶はつぶして燃やせないごみに出してください。</p> <p>■スプレー缶 (整髪料・カセットコンロのボンベなど) は、中身を使い切ってから、穴を空けずにカンの日にしてください。</p>
カン	<p>○飲料用・食用のカン (ビール・ジュース・調味料・缶詰などのカン)</p> <p>○スプレー缶 (穴をあけずに出してください。)</p>		<p>■化粧品のビンや塗料のカンなど、飲料用・食用以外のビンやカンは、燃やせないごみに出してください。</p> <p>■一斗缶はつぶして燃やせないごみに出してください。</p> <p>■スプレー缶 (整髪料・カセットコンロのボンベなど) は、中身を使い切ってから、穴を空けずにカンの日にしてください。</p>
ペットボトル	<p>○飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)</p> <p>PET ←マークのついているもの</p>		<p>■スプレー缶 (整髪料・カセットコンロのボンベなど) は、中身を使い切ってから、穴を空けずにカンの日にしてください。</p>

「牛乳パック」

牛乳パックは大切な資源です。購入先の回収ボックスか、牛乳パック回収ステーションに出して、リサイクルにご協力ください。

牛乳パックの出し方

1. 中身を空にして 2. 切り開く 3. 乾かす

(お願い) 砂や土が入っていないものや、切り開いていないものは、カビが生えてしまいリサイクルができません。

施設概要（高効率ごみ発電施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	ふじみ衛生組合
(2) 施設名称	新ごみ処理施設（高効率ごみ発電施設）
(3) 工期	平成 22 年度～平成 24 年度
(4) 施設規模	処理能力 288t/日 （144 t /日×2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 17%以上）・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 4%以上）・無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、熱回収推進、高効率ごみ発電の推進、広域処理体制の推進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無
(12) 事業計画額	15,000,000 千円（消費税込み）

計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	ふじみ衛生組合	
(2) 事業目的	新ごみ処理施設整備のため	
(3) 事業名称	PFI 導入可能性調査	測量・地質調査
(4) 事業期間	平成 18 年度	平成 18 年度
(5) 事業概要	PFI 導入可能性調査	測量調査 地質調査
(6) 事業計画額	2,600 千円	5,880 千円

(1) 事業主体名	ふじみ衛生組合		
(2) 事業目的	新ごみ処理施設整備のため		
(3) 事業名称	施設整備実施計画	環境影響評価	PFI 事業者選定アドバイザー または発注仕様書作成支援
(4) 事業期間	平成 18 年度～19 年度	平成 18 年度～21 年度	平成 19 年度～21 年度
(5) 事業概要	施設整備事業基本計画	環境影響評価	PFI 事業者選定アドバイザー または発注仕様書作成支援
(6) 事業計画額	21,550 千円	168,000 千円	50,000 千円

(1) 事業主体名	ふじみ衛生組合	
(2) 事業目的	新ごみ処理施設整備のため	
(3) 事業名称	土壌汚染調査	電波障害調査
(4) 事業期間	平成 20 年度	平成 20 年度
(5) 事業概要	土壌汚染調査	電波障害調査
(6) 事業計画額	10,000 千円	3,000 千円